

告示

埼玉県告示第千二百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア栗橋店

埼玉県久喜市栗橋東六丁目十五 一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社ベイシア 代表取締役 土屋嘉雄

群馬県伊勢崎市下道寺町五百十番地

（変更後）株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県北葛飾郡栗橋町東六丁目十五 一

（変更後）埼玉県久喜市栗橋東六丁目十五 一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイシア 代表取締役 土屋嘉雄

群馬県伊勢崎市下道寺町五百十番地

（変更後）株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

ハ 変更年月日

平成十八年一月十八日外

二 届出年月日

平成二十四年八月二十二日

二 縦覧期間

平成二十四九月四日から平成二十五年一月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四九月四日から平成二十五年一月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課